

平成30年5月末における少年非行等の概況

生活安全部

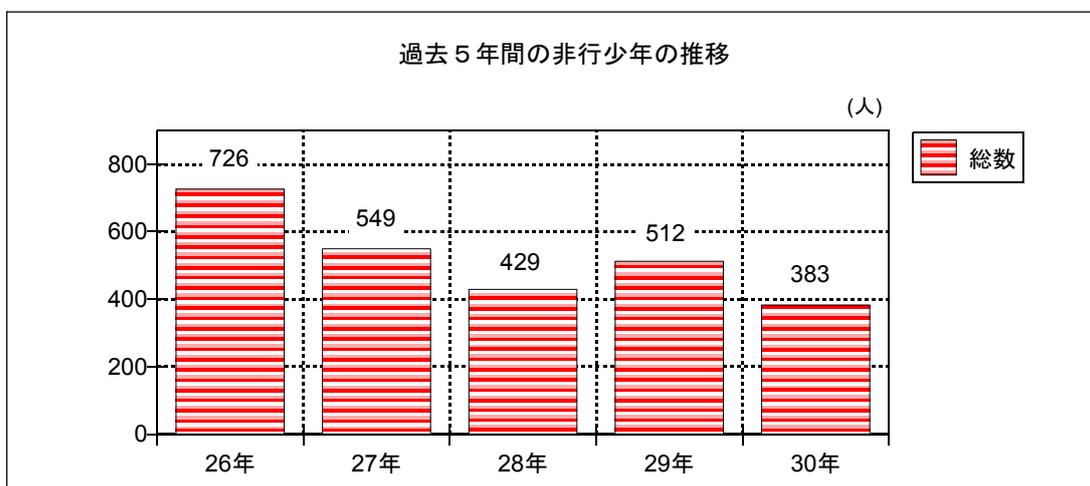
◎ 非行少年等の状況

非行少年は383人で、前年同期比129人(25.2%)減少した。刑法犯少年は343人で116人(25.3%)減少、特別法犯少年は40人で13人(24.5%)減少、ぐ犯少年は0人で前年同期比同数である。

不良行為少年は4,286人で、前年同期比375人(9.6%)増加した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	30年	383	343	244	99	40	36	4	4,286
	29年	512	459	293	166	53	53		3,911
	増減 (%)	-129 (-25.2)	-116 (-25.3)	-49 (-16.7)	-67 (-40.4)	-13 (-24.5)	-17 (-32.1)	4	375 (9.6)
うち 女 子	30年	98	89	52	37	9	9		1,164
	29年	99	84	41	43	15	15		1,053
	増減 (%)	-1 (-1.0)	5 (6.0)	11 (26.8)	-6 (-14.0)	-6 (-40.0)	-6 (-40.0)		111 (10.5)

- ※ 犯 罪 少 年 と は… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触 法 少 年 と は… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
 ぐ 犯 少 年 と は… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年
 非 行 少 年 と は… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう
 不 良 行 為 少 年 と は… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
 刑 法 犯 ・ 特 別 法 犯 と は… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の65.6%(225人)を占め、このうち手口別では、万引きが70.7%(159人)と最も高い割合を占めている。

		総 数						
		凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯		知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯
				うち 万 引 き				
30年	343	2	35	225	159	4	15	62
29年	459	8	52	303	239	3	11	82
増減 (%)	-116 (-25.3)	-6 (-75.0)	-17 (-32.7)	-78 (-25.7)	-80 (-33.5)	1 (33.3)	4 (36.4)	-20 (-24.4)

※刑法犯(犯罪少年)の再犯者率～ 24.6%(前年同期比0.3pt減少)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、小学生が全体の21.3%(73人)、中学生が23.0%(79人)、高校生が33.8%(116人)を占めた。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	343	1	290	73	79	116	22	37	15
29年	459		379	112	131	109	27	56	24
増減 (%)	-116 (-25.3)	1	-89 (-23.5)	-39 (-34.8)	-52 (-39.7)	7 (6.4)	-5 (-18.5)	-19 (-33.9)	-9 (-37.5)

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は40人で、前年同期比13人(24.5%)減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
30年	40	5	15	3	1		4		12	
29年	53	2	17	2		1	9	1	21	
増減 (%)	-13 (-24.5)	3 (150.0)	-2 (-11.8)	1 (50.0)	1	-1 (-100.0)	-5 (-55.6)	-1 (-100.0)	-9 (-42.9)	

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は1人で、前年同期比1人増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	1	1	1						
29年									
増減 (%)	1	1	1						

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は96人で、前年同期比24人(20.0%)減少した。

福祉犯の被害少年は101人で、このうち児童・生徒・学生が91人と全体の90.1%を占めた。

SNS等（SNS、出会い系サイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は38人で、前年同期比1人(2.6%)減少した。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	96	1	46	37	1	10	
29年	120	10	55	44	6	4	
増減 (%)	-24 (-20.0)	-9 (-90.0)	-9 (-16.4)	-7 (-15.9)	-5 (-83.3)	6 (150.0)	

